

和光市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市下水道条例の一部を改正する条例

和光市下水道条例（昭和 5 5 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（排水設備の工事の実施） 第 8 条 排水設備の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、当該工事に関し管理者が別に定める技能を有する者（以下「下水道責任技術者」という。）を選任している工事施工業者として管理者が指定したもの（以下「下水道指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。 <u>(1) 別に定める軽微な工事</u> <u>(2) 災害その他の非常の場合であつて、管理者が他の管理者（他の地方公共団体において、地方公営企業法第 7 条の規定に基づき置かれる管理者又は同法第 8 条第 2 項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う地方公共団体の長をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者が行う工事</u>	（排水設備の工事の実施） 第 8 条 排水設備の新設等の工事（別に定める軽微な工事を除く。）は、当該工事に関し管理者が別に定める技能を有する者（以下「下水道責任技術者」という。）を選任している工事施工業者として管理者が指定したもの（以下「下水道指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

国土交通省による下水道法に基づく標準条例の改正が行われ、近年の地震等による災害など、非常時の際、排水設備の復旧を円滑に実施するため、他の管理者等が指定した下水道指定工事店の施工を可能とすることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。